

議員提出第2号議案

新城市議会政務活動費の交付に関する条例及び新城市議会委員会条例の一部改正

新城市議会政務活動費の交付に関する条例及び新城市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年6月25日提出

提出者 新城市議会議員 滝川健司

〃 小野田直美

〃 中西宏彰

〃 竹下修平

賛成者 新城市議会議員 柴田賢治郎

〃 鈴木長良

理由

この案を提出するのは、行政手続等において、原則押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会における手続に係る署名押印の見直しを図る必要があるからである。

新城市議会政務活動費の交付に関する条例及び新城市議会委員会条例の一部を
改正する条例

(新城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 新城市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年新城市条例第8号）
の一部を次のように改正する。

第8条中「別記様式により」を削る。

別記様式を削る。

(新城市議会委員会条例の一部改正)

第2条 新城市議会委員会条例（平成17年新城市条例第241号）の一部を次のよ
うに改正する。

第30条第1項及び第2項中「押印」を「記名押印」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。